

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止を認可したので、次のとおり公告する。

令和八年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第十一次テラスハウス建築協定

二 建築協定廃止認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二番十三号

鳩山ニュータウン第十一次テラスハウス建築協定委員長 本 水 曜 子

三 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番九百三十七他八筆